

岡崎おもてなしキャラバン隊 活動要項

1. 活動の目的

観光客等へ市内の観光資源の発信や特産品、岡崎グルメの販売、来訪者に対するおもてなしサービス等を展開する「岡崎おもてなしキャラバン隊（以下「キャラバン隊」という。）を結成及び運営し、市内外へ岡崎魅力の発信、来訪者の満足度の向上、観光産業都市に向けた機運の醸成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 活動内容

キャラバン隊は、1の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本目的に賛同するキャラバン隊の募集事業
- (2) キャラバン隊の派遣事業
- (3) キャラバン隊のPR及びプロデュース事業
- (4) その他必要な事業

3. 事務局

本隊の事務局は、(一社)岡崎市観光協会に置く。

4. 組織

本隊は別表に掲げる者により構成し、キャラバン隊の統括役として、隊長兼プロデューサーを1名置く。

5. 隊長の職務

キャラバン隊の運営に関する必要な職務を遂行する。

- (1) キャラバン隊の募集事業に係る選考及び面談の事務局サポート
- (2) イベント出店に係る保健所及び消防署等への代行申請手続き
- (3) その他必要な会議等への参加

6. 隊長の謝金

5. に定める隊長の職務のうち(1)及び(3)については、(一社)岡崎市観光協会より謝金を受けるものとする。謝礼金額は1ヶ月につき10,000円、年間で120,000円を上限とする。(2)については、イベント毎に出店者から500円/1イベントを事務局が徴収し、隊長に支払う。

7. その他

本隊の運営に関して、この要項に定めのない事項については、事務局が定める。

附則 この要項は令和3年4月1日から施行する。

附則 この要項は、一部改正し令和4年3月1日から施行する。